

感染症対策のための指針

有限会社エヴァーグリーン
リハビリ訪問看護ステーションねむの木

1. 感染症対策に関する基本的考え方

リハビリ訪問看護ステーションねむの木（以下「事業所」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症として以下のものが挙げられる。

（１）利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

（３）血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

（１）発生状況の把握

（２）感染拡大の防止

（３）医療措置

（４）区市町村への報告

（５）保健所及び医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。取り扱う事項によっては、他の委員会又は会議と相互に関係が深い場合は、一体的に開催する場合がある。

（１）委員会の委員長は管理者もしくは、管理者が定めた者が務める。

(2) 委員会の委員は、委員長が3~4名程度選出とする。

(3) 委員会は年1回以上開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において必要に応じ臨時委員会を開催する。

(4) 委員会の協議事項

- ① 事業所内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の整備・更新
- ③ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5. 職員に対する研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6. 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつも事業所内で閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年7月10日より施行する。